

平成27年12月9日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

## 『プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン』の改訂について

通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会(以下「協議会」)では、これまでにプロバイダ責任制限法にもとづく権利侵害への対応について関係ガイドラインを策定・公表し、インターネット上の権利侵害への対応に広く活用されてきました。

平成27年12月9日に『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令』が公布され、プロバイダ責任制限法による開示の対象となる発信者情報にポート番号が追加されました。

このたび、この省令改正に合わせ「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン補訂版(平成27年12月)」(以下、補訂版)を作成いたしましたので、本日公表いたします。

### 【補訂版での主な変更箇所】

- ・P. 7 「(1)電子掲示板・Web ページ上の権利侵害情報について」 b) からの文章に「ポート番号」について追加。
- ・書式①の表及び注記、書式②の表に「ポート番号」について追加

【関係資料】([http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/20151209\\_press](http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/20151209_press) から入手ください。)

- ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン

### <問合せ先>

一般社団法人テレコムサービス協会内

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 事務局 (担当:菅野)

TEL:03-5644-7500

### <参考>

プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト <http://www.isplaw.jp/>